

第 3 6 回 CCFAC (食品添加物・汚染物質部会) の検討課題
【汚 染 物 質】

〔 CCFAC で適用されるリスク分析原則案 (議題 5) 〕

《規格案の概要と論点》

- ・ CCFAC のリスク管理と JECFA のリスク評価との役割を明確化し、CCFAC と JECFA のリスクコミュニケーションを改善することにより、CCFAC における基準設定活動の強化を図ることを目的としている。
- ・ 第 2 6 回総会 (2003 年 6 月) において、ステップ 5 で採択され、今回ステップ 7 で検討を行う。

《基本的な考え方》

- ・ 早急に採択され、コーデックス手続きマニュアルに載ることが必要である。

〔 食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格 (GSCT) のスケジュール 1 (議題 13(b)) 〕

《規格案の概要と論点》

- ・ 既に採択されたもの及び検討段階の最大基準値及びガイドライン値について、一覧表に取りまとめられるもの。GSCT に含め刊行されるものについては、採択された基準値のみを含めることが前回の CCFAC 会合で確認されている。

今回、このスケジュール 1 の様式及び品質要件とされている銅と鉄と亜鉛の基準値を含めるべきか否か等を検討することとされている。

《基本的な考え方》

- ・ スケジュール 1 の様式については、我が国が貢献しており、早急に採択されることが必要である。
- ・ スケジュール 1 に掲載する基準値については、安全性の問題に焦点を絞って検討されるべきと考える。

〔 CCFAC における食品又は食品群中の汚染物質及び毒素の暴露評価の方針案 (議題 13(c)) 〕

《規格案の概要と論点》

- ・ 暴露評価は特定の食品に対する基準値設定の必要性及び基準値案の妥当性を判断する上で重要であり、明確に示された方針に基づいて実施されるべきとの観点から検討が行われている。

- ・ JECFA による暴露評価の実施とその結果を CCFAC における基準値や規範作成への活用に関する方針を示すもの。
- ・ 第 26 回総会（2003 年 6 月）において、ステップ 5 で採択され、今回ステップ 7 で検討を行う。

《基本的な考え方》

- ・ CCFAC における汚染物質の最大基準値の検討にとって重要な手続きを示すものであり、早急に採択されることが必要である。

〔食品・飼料中のカビ毒〕

パツリン

- リンゴジュース及びリンゴジュース成分を含有する飲料におけるパツリンの最大基準値（議題 14(a)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 第 26 回総会（2003 年 6 月）において、原案通り 50 µg/kg で採択された。今後は、同総会で採択された「リンゴジュース等のパツリン汚染防止・低減のための製造規範」の導入後、新たなデータを収集し、4 年後の 38 回 CCFAC で低い基準値が適用できるか見直すこととされており、引き続き、データの提出が求められている。

《基本的な考え方》

- ・ パツリンについては、2002 年産の原料用りんご果汁の汚染実態調査を行っている。38 回 CCFAC に合わせてコーデックス事務局へデータを提出する予定。4 年後の見直しについては、更なるデータ収集が必要である。

オクラトキシン A

- 小麦、大麦、ライ麦とその由来製品中におけるオクラトキシン A の最大基準値案（議題 14(b)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 第 56 回 JECFA では、最大基準値案 5 µg/kg、20 µg/kg のいずれでも健康リスクに重大な差異はないという評価をしている。この結果を受け、20 µg/kg の支持国と、5 µg/kg にすべきであると主張する国とで考え方に隔たりがある。
- ・ 第 26 回総会（2003 年 6 月）において、5 µg/kg という原案に関して、JECFA の評価に基づき、20 µg/kg とすべきとの意見や、「小麦、大麦及びライ麦を原料とした製品」は、対象外とすべきとの意見があったことから、部会において、再度コメントを求めることとされた。

《基本的な考え方》

- ・ 各国において十分な実態調査が行われているのか、試料採取や分析に関する技術的な問題点がないのかなどの点を明らかにし、科学的な知見に基づいて基準値を検討することが必要である。

アフラトキシン

- ピーナッツにおけるアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案（議題14(c)）
- ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案（議題 14(d)）

《規格案の概要と論点》

- ・ ピーナッツとツリーナッツにおけるアフラトキシン汚染の防止と低減に関する衛生規範について検討を行うもの。GAP(Good Agriculture Practice)、GMP(Good Manufacturing Practice)、GSP(Good Storage Practice)が提案されており、さらに将来的に HACCP システムを適用することが提案されている。
- ・ 昨年6月の第26回総会において、ピーナッツについてはステップ5で採択され、アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオについては新規作業として承認された。
- ツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオを除く）のアフラトキシンに関する討議資料（アフラトキシン汚染及びアフラトキシン定量のための分析法について提出された情報を含む）（議題 14(e)）
- ツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）におけるアフラトキシンの最大基準値（議題 14(f)）

《規格案の概要と論点》

- ・ ツリーナッツにおけるアフラトキシンの最大基準値を検討するもの。
- ・ ツリーナッツのうち、アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオについては最大基準値の設定及びサンプリングプランを策定することが合意され、第26回総会（2003年6月）において、新規作業として承認された。
- ・ 他のツリーナッツ（ブラジルナッツ、カシューナッツ、マカデミアナッツ、ピーカン、パインナッツ、ウォルナッツ）については、最大基準値を設定するにはデータが不十分であることから、データ提出を要請することとされた。

《基本的な考え方》

- ・ 汚染防止・低減対策の実施規範については、ピーナッツ、ツリーナッツ

のアフラトキシンによる汚染の全体的な低減につながることから、早急に採択することが必要である。

- ・ アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ以外のツリーナッツについては、最大基準値の設定のためには、実態調査データが不十分であることから引き続きデータ収集が必要である。

デオキシニバレノール（DON）

- デオキシニバレノールの最大基準値案（議題 14(g)）

《規格案の概要と論点》

- ・ DONの最大基準値を検討するもの。
- ・ 第26回総会（2003年6月）において、新規作業として承認されたが、今回の部会で討議される作業ペーパーがまだ到着していない。

《基本的な考え方》

- ・ 穀類へのDONの含有は、赤かび病の発生状況、すなわち、栽培中の気象状況により、大きく影響されるので、最大基準値を策定するには複数年のデータの蓄積が必要である。

その他

- ソルガムのかび毒汚染（議題 14(h)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 前回の部会において、スーダンの要請により、表記議題に関する情報及びデータの提出について、各国に要請されたもの。

〔食品中の産業・環境汚染物質〕

鉛

- 魚の鉛の最大基準値案（議題 15(a)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 魚の鉛の最大基準値を検討するもの。
- ・ 前回の部会でコンセンサスが得られなかったことから、ステップ6に戻された。現在、最大基準値の目安として、0.2mg/kg、0.4 mg/kg、0.5 mg/kgの3つの値があげられており、それらに基づき国際貿易上の問題を起こす可能性のある主要魚種に関する調査データを収集し統計上の分析を行った。併せて、それらに適用する魚種のリストについても提案している。

《基本的な考え方》

- ・ 最大基準値については、G S C T（食品中の汚染物質及び毒素の一般規格）に則って、国際貿易に影響を及ぼす魚種で、各国のデータを十分考慮

し策定することが必要である。

- 食品中の鉛汚染防止及び低減に関する実施規範案（議題(15(b))

《規格案の概要と論点》

- ・ 本行動規範は、GAP、GMPから構成されており、生産から消費までの鉛汚染防止及び低減に関する対策が提案されている。
- ・ 第26回総会（2003年6月）において、ステップ5で採択され、今回ステップ7で検討を行う。

《基本的な考え方》

- ・ 環境への排出、食品の生産、流通、貯蔵、加工、消費の各段階における鉛汚染防止対策等は、食品全体の鉛汚染の低減につながることから、本規範を早急に採択することが必要。

スズ

- スズの最大基準値案（議題 15(c)）

《規格案の概要と論点》

- ・ スズの最大基準値を検討するもの。飲料以外の缶詰食品：250mg/kg、缶詰飲料：200mg/kg で提案されている。
- ・ スズの急性毒性を考慮し、より低い基準値を適用すべきであるとの意見がある一方、提案されている基準値で健康影響の報告はなく、製造技術の観点から達成することが難しく、より低い基準値を適用すると国際貿易に問題を生じることから、基準値原案を維持すべきであるとの意見が出されている。
- ・ 部会は、基準値原案をステップ3に差し戻し、JECFA に対して、現行の飲料以外の缶詰食品及び缶詰飲料の基準値原案の評価と急性参照用量を定めることを依頼することを決定した。

《基本的な考え方》

- ・ JECFA の急性参照用量及び各国の実態調査の結果を充分考慮し、科学的知見に基づき、十分議論を行う必要がある。

- 食品中のスズ汚染の防止及び低減に関する実施規範案（議題 15(d)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 上記最大基準値の討論において、本行動規範案の作成が同意された。
- ・ 第26回総会（2003年6月）において、新規作業として承認された。

《基本的な考え方》

- ・ スズ板製造、缶製造、缶詰食品製造、貯蔵、消費の各段階におけるスズ

汚染防止対策を充実させることは、食品中のスズの最大基準値を合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定することを可能とするため、早急に採択されることが必要である。

カドミウム

- カドミウムの最大基準値案（議題 15(e)）

《規格案の概要と論点》

- ・ カドミウムの最大基準値を検討するもの。
- ・ 現在、米、小麦、大豆、野菜、果実、肉類、軟体動物について基準値原案（1998 年のデンマーク案がベース）が提示されている（ステップ 3）。
- ・ 第 35 回 CCFAC（2003 年 3 月）は、小麦、野菜、果実、肉類の基準値原案をステップ 5 として採択するよう勧告したが、第 26 回総会（2003 年 6 月）において、これらの基準値は CCFAC により決定された JECFA によるカドミウムの摂取量の推定（暴露評価）が十分に行われていないこと、一部の食品だけでなく、全ての対象食品と一緒に議論すべきであることなどからステップ 3 に戻し、再度検討されることとなった。
- ・ その後の国内対応は以下の通り。
 - 1）昨年 12 月 9 日に、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、「日本人のカドミウム暴露量の推定に関する研究（中間解析結果）」が報告され、基準値原案に対する我が国の対応（コーデックス委員会へのコメント）について議論された。
 - 2）同 12 月 10 日、食品安全委員会の汚染物質専門調査会において、同研究結果が報告され、議論された。
 - 3）同 12 月 12 日、農林水産省、厚生労働省の共催により、食品安全委員会と連携しつつ、消費者団体、生産者団体、流通事業者等の参画のもとに意見交換会を開催し、コメント案についてリスクコミュニケーションを実施。
 - 4）同 12 月 15 日、コメントをコーデックス委員会事務局へ提出。

《基本的な考え方》

- ・ 科学的に適切な基準値の設定のためには、JECFA においてカドミウムの暴露評価が実施されることが必要。
- ・ 昨年 6 月に行われた JECFA では、暴露評価がほとんどなされなかったため、CCFAC における議論を促進させる観点から、ALARA の原則に則り我が国の実態に基づいて設定した基準値の修正案を用いてカドミウムの摂取量を推定した結果、95 パーセンタイル値において PTWI（暫定週間耐容摂取量）を下回っており、我が国の修正案は国民の健康が十分に確保されるものと

考えられる。

ダイオキシン類

- 食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B を低減させるための発生源対策規範案（議題 15(f)）

《規格案の概要と論点》

- ・ 様々な経路で食品を汚染するダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B の主要な発生源について、食品や飼料のダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B を削減する観点から、環境中への排出削減対策や食品への汚染低減対策について規範を示すもの。
- ・ 本行動規範を食品への汚染低減対策（G A P や G M P ）に焦点を当てたものに全面改定することが承認された。

《基本的な考え方》

- ・ ダイオキシン類等は、環境中に広く存在し、あらゆる食品に混入しており、食品由来のダイオキシン類等の摂取を減らすために基準値を定めてその濃度を監視することが、現在の分析技術から見て消費者の健康保護の手段としては、それほど有効とは考えられていない。むしろ、ダイオキシン類等の発生源対策や食品汚染を低減する対策を優先的に行う方が、食品由来のダイオキシン類等摂取の低減に効果的であると考えられる。

- ダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B に関する討議資料（議題 15(g)）

《規格案の概要と論点》

- ・ ダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B に関するデータを取りまとめたもの。
- ・ 食品及び飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 P C B の通常濃度範囲（バックグラウンドレベル）に関するデータを含んだ新たな討議資料を作成することが決定された。

《基本的な考え方》

- ・ ダイオキシン類の発生源対策や食品汚染を低減する対策を効果的に行うためには、通常の濃度範囲を明らかにすることに協力することが必要である。（測定データをコーデックス事務局へ提出済み）

クロロプロパノール

- クロロプロパノールに関する討議資料（議題 15(h)）

《規格案の概要と論点》

- ・ ヨーロッパで酸加水分解植物たんぱく質（酸 - HVP、通称アミノ酸液）を原料とするしょう油に規制があり、貿易上の問題が生じているため、アミノ酸液を原料とする醤油の 3-MCPD（クロロプロパノール類の主要化合物）に関する最大基準値の検討作業が必要となっている。

《基本的な考え方》

- ・ 本醸造しょう油には含まれないことがわかっているため、アミノ酸液を原料とするしょう油の 3-MCPD の最大基準値について検討することが必要である。
- ・ 最大基準値の検討については、各国の科学的調査など、科学的知見に基づいて行う必要がある。

アクリルアミド

- アクリルアミドに関する討議資料（議題 15(i)）

《規格案の概要と論点》

- ・ アクリルアミドに関する現時点の情報、各国の取り組み等を取りまとめたもの。
- ・ 前回の部会で作成することが合意された。

《基本的な考え方》

- ・ 来年以降の JECFA においてリスク評価が予定されているが、十分な実態調査のデータの蓄積が必要であると考ええる。

㊦ 放射性核種

- 偶発核汚染後に国際取引に用いる食品中の放射線核種のガイドライン値の改定案（長期間使用のための放射線核種のガイドライン値の策定を含む）（議題 16）

《規格案の概要と論点》

- ・ 現在のコーデックス規格(CAC/GL5-1989)をリバイスするもの。

前回の部会で、現行のコーデックスガイドライン値は長期間にわたって適用することを想定しておらず、ガイドライン値に含まれている放射線核種リストを拡大するべきとの意見があったことから IAEA とフィンランドが中心となって改正することを決定。

- ・ 第 26 回総会（2003 年 6 月）において、新規作業として承認された。

《基本的な考え方》

- ・ チェルノブイリ原発事故から 17 年が過ぎ、放射線核種汚染の通常の濃

度範囲（バックグラウンドレベル）が減衰してきたため、汚染実態を反映した食品中の放射線核種のガイドライン値の見直しを行い、放射線核種リストの拡大等を行うものであり、ヨーロッパ周辺を中心とした通常の濃度範囲の現状の把握が重要である。

〔 JECFA での評価を提案する食品添加物・汚染物質及び自然毒の優先順位リスト（議題 17）〕

《規格案の概要と論点》

- ・ JECFA で評価する汚染物質や自然毒の優先リストの見直しを行う。

《基本的な考え方》

- ・ 即席めんの規格案で検討されている PV（過酸化価）について、脂肪酸の過酸化物の毒性評価を行うため、優先リストに掲載するよう対応する。